

○東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員
で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例

昭和 46 年 9 月 27 日
条 例 第 3 号

改正 昭和 53 年 3 月 30 日条例第 1 号

改正 昭和 55 年 3 月 27 日条例第 1 号

改正 昭和 58 年 3 月 26 日条例第 1 号

改正 昭和 62 年 2 月 20 日条例第 1 号

改正 平成 3 年 3 月 29 日条例第 4 号

改正 平成 18 年 2 月 21 日条例第 4 号

改正 平成 19 年 2 月 22 日条例第 6 号

改正 平成 20 年 2 月 19 日条例第 4 号

改正 平成 20 年 9 月 1 日条例第 7 号

改正 平成 24 年 2 月 24 日条例第 1 号

改正 平成 25 年 2 月 18 日条例第 1 号

改正 平成 28 年 2 月 16 日条例第 10 号

改正 令和 2 年 2 月 26 日条例第 2 号

改正 令和 5 年 2 月 28 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項の規定により、特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤特別職」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 法令に定めるもののほか非常勤特別職が、その属する機関若しくは組合の機関の求めにより会議に出席し、又は公務のため旅行したときは費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は別表のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、一般職の職員のうち、7級の職員の例によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、日当は支給しない。

(1) 公用の自動車又は借上げ自動車を使用して旅行した場合

(2) 千葉県内の市町村又は茨城県鹿嶋市、潮来市若しくは神栖市へ旅行した場合

(支給方法)

第4条 報酬は、次の各号に定めるところにより支給する。

(1) 年額による報酬は、9月及び3月の2回に分割して支給する。ただし、在職期間等により、これにより難しい場合は、この限りでない。

(2) 日額による報酬は、職務に従事した際に支給する。ただし、これにより難しい場合は、各月の勤務日数に応じた報酬の額を翌月の15日までに支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、報酬及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

(重複支給の禁止)

第5条 一般職の職員並びに銚子市、旭市及び匝瑳市の常勤の特別職の職員及び一般職の職員が次の各号に掲げる委員を兼ねるときは、その兼ねる委員として受けるべき報酬は、支給しない。

- (1) 情報公開審査会委員
 - (2) 個人情報保護審査会委員
 - (3) 行政不服審査会委員
 - (4) 法務嘱託員
 - (5) 廃棄物減量等推進審議会委員
 - (6) ごみ焼却施設建設運営事業者選定委員会委員
- (規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第1号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月28日条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月26日条例第1号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年2月20日条例第1号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月29日条例第4号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月21日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月19日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 9 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 24 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項の改正規定及び次項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第 3 条第 3 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 2 月 18 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 16 日条例第 10 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 26 日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

区 分		報酬の額	車賃 1キロメートル につき	日当 1日につ き	宿泊料 1夜につ き	食卓料 1夜につ き
管理者		年額 20,000 円	37 円	1,000 円	14,800 円	3,000 円
副管理者		年額 20,000 円				
監査委員		年額 18,000 円				
情報公開審査会委員		日額 10,000 円以内				
個人情報保護審査会 委員		日額 10,000 円以内				
行政不服審査会委員		日額 10,000 円以内				
法務嘱託員		日額 10,000 円以内				
廃棄物減 量等推進 審議会委 員	学識経 験者	日額 10,000 円以内				
	その他 委員	日額 6,000 円以内				
ごみ焼却 施設建設 運営事業 者選定委 員会委員	学識経 験者	日額 10,000 円以内				
	その他 委員	日額 6,000 円以内				